

制限付き一般競争入札（平成30年12月5日公告）
応募案内（津山市各施設で使用する電気の調達）

この応募案内は、津山市財政部契約監理室が実施する制限付き一般競争入札の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募の前に必ずお読みください。

目次

● 入札参加について.....	1
● 異議の申し立て.....	1
● 入札の停止，中止および取消し.....	1
● 入札に関する日時及び場所.....	2
● 提出書類一覧.....	3
● 書類提出に関する条件.....	4
● 仕様書等のダウンロード（入札番号 30-8～30-16 共通）.....	4
● 仕様書等に対する質問・回答について（入札番号 30-8～30-16 共通）.....	4
● 入札参加資格申請の手続き（入札番号 30-8～30-16 共通）.....	4
● 入札参加の決定.....	5
● 入札書の提出方法（入札番号 30-8～30-16 共通）.....	5
● 提出書類の最終確認.....	5
● 開札について.....	6
● 契約に当たっての留意事項.....	6
● 契約保証金.....	7
● 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件.....	7
● 環境配慮条件に関する用語の定義.....	8
● 様式集（様式第1号～第9号）.....	9

● 入札参加について

入札及び契約に関する事項については、津山市契約規則その他関係規定を準用する。地方自治法、同法施行令、津山市契約規則その他指示事項を承知の上、参加すること。なお、契約規則等は、津山市ホームページの「条例（例規集）検索システム」において閲覧できる。

また、入札等に要したすべての費用について、津山市に請求することはできず、入札参加者の負担で行うこと。

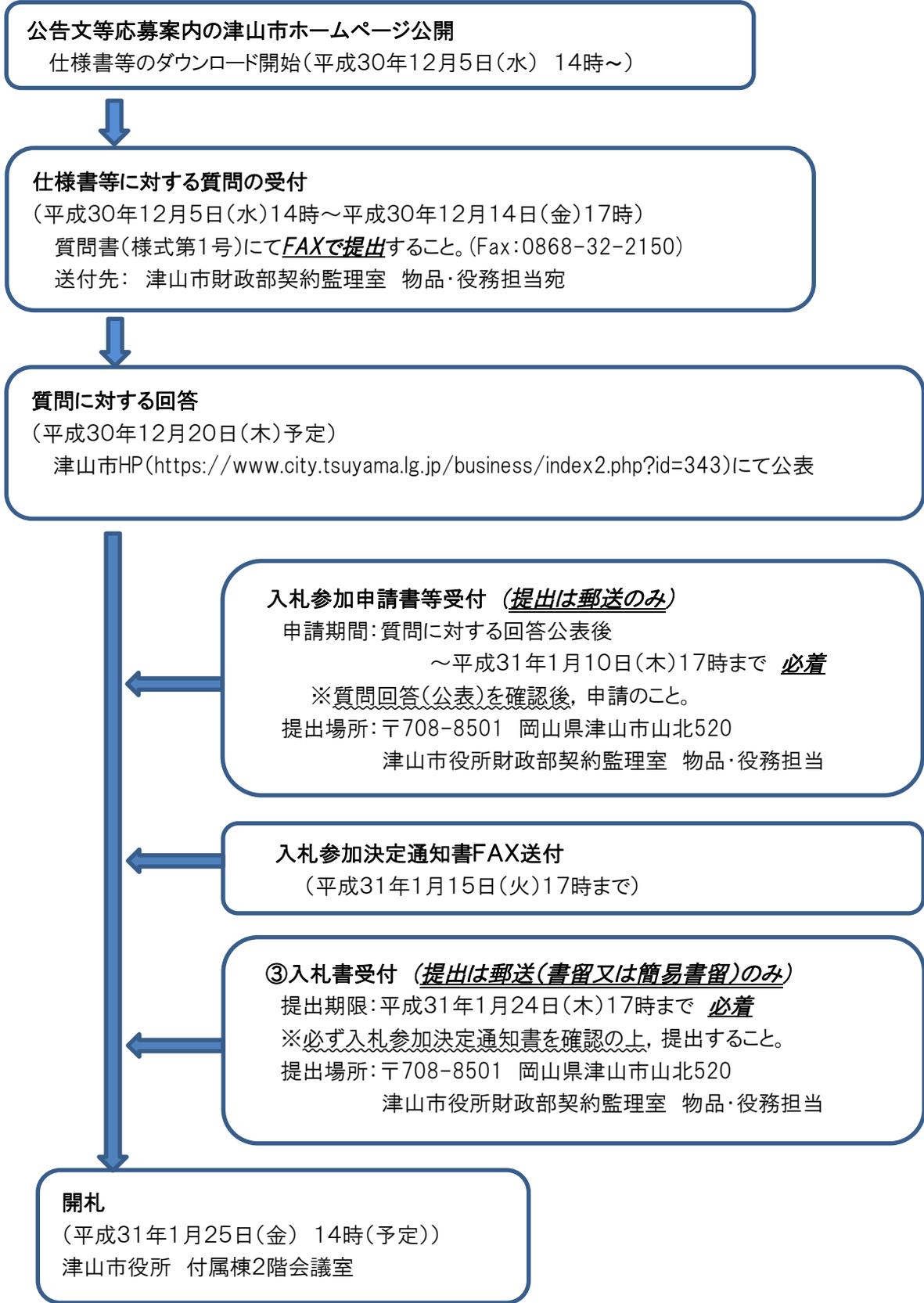
● 異議の申し立て

入札者又は申込者は、開札後、この応募案内および関係法令等の入札条件の不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により申請書類等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

● 入札の停止，中止および取消し

緊急等やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認められる場合は、入札を停止，中止または取り消すことがある。なお、この場合において、当該入札に要した費用を津山市に請求することはできない。

- 入札に関する日時及び場所
(入札番号30-8~30-16共通)



※参加申込書の受付終了後, 入札参加決定通知書により, 確定した日時及び場所を通知します。

● 提出書類一覧

名 称	提出の省略	提出先・提出方法
【質問書】		財政部契約監理室にFAXにより送付すること
質問書（様式第1号）		
【参加申請書類】		財政部契約監理室に書留郵便（簡易書留も可）にて送付すること。
㉞ 制限付き一般競争入札参加申請書兼誓約書（様式第2号）	不可	
㉟ 営業経歴書（様式第3号）	不可	
㊱ 委任状（様式第4号） ※必要な場合のみ	任意	
㊲ 立会人届（様式第6号）	不可	
㊳ 適合証明書（様式第7号）	不可	
㊴ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けた者であることを証する書類の写し	不可	
㊵ 宛名シール（様式第8号） ※参加申請封筒に貼付	不可	
㊶ 国税（消費税）の納税証明書の写し	可	
㊷ 法人の津山市発行の市税等納税証明書	可	
㊸ 代表者の津山市発行の市税等納税証明書	可	
㊹ 登記事項証明書（現在事項証明）の写し	可	
㊺ 印鑑登録証明書（法人代表者印）の写し	可	
㊻ 財務諸表の写し（直近決算のもの）	可	
㊼ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第5号）	可	
【その他書類】		財政部契約監理室に書留郵便（簡易書留も可）にて送付すること。
○入札（見積）書及び明細書（指定様式） 注： <u>すべての入札番号について指定の入札金額明細書を提出のこと。</u> （入札書にホッチキス止めし、継ぎ目に押印のこと。） ※入札書提出の封筒については、様式第9号を参照のこと。 ※今回の案件（ <u>入札番号30-8～30-16</u> ）の入札書は、 <u>1通の封筒にまとめて提出</u> してください。ただし、その他の業務（入札番号30-8～30-16以外）の書類が入っていた場合は、全ての案件において無効となる場合がありますのでご注意ください。	不可	
○基本料金単価および従量料金単価等の内訳書 （入札書にホッチキス止めし、継ぎ目に押印のこと。）	不可	

※ 省略することができる書類

申請日時点で、平成30・31年度津山市指名登録名簿（工事・コンサル）及び平成29・30年度津山市指定業者登録名簿（物品・役務）に、市内業者又は市外業者として登録されている場合は、参加申請書類において上記の㉞～㊼の書類について省略することができる。

● 書類提出に関する条件

- (1) 入札参加申請書及び公告に記載した必要書類（以下「申請書類等」という。）に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当と認められるときは、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく措置又はそれに準じた措置を行う。
- (2) 申請書類等は、黒のペンまたはボールペンで記入すること（PC等の入力可）。
- (3) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所に押印。ただし、金額の訂正は一切認めない。
- (4) 入札に参加を希望する者は、申請書類等を指定の期日までに、契約監理室に郵送（書留又は簡易書留以下同じ。）すること。
- (5) 入札参加希望者は、質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を津山市ホームページで確認した後、申請書類等を郵送すること。
- (6) 記載または押印漏れ、内容の不備等がある場合には、無効となるので十分に注意すること。
- (7) 提出した申請書類等は引き換え、書換えもしくは撤回等することはできない。
- (8) 入札者が同一事項について2通以上入札しないこと。
- (9) 入札者の記名押印があり、入札内容を明確にすること。
- (10) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (11) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。
- (12) 郵便物の必着期限を過ぎて到達した場合は受理しない。また、郵便事故等により申請書類等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

● 仕様書等のダウンロード(入札番号 30-8～30-16 共通)

平成30年12月5日（水）14時から可能

● 仕様書等に対する質問・回答について（入札番号 30-8～30-16 共通）

- (1) 質問期間 平成30年12月5日（水）14時から
平成30年12月14日（金）17時まで
- (2) 質問方法 質問事項を指定の質問書（様式第1号）に記入のうえ、津山市財政部契約監理室にファクシミリにより提出すること。FAX（0868）32-2150
- (3) 質問回答 平成30年12月20日（木）に津山市ホームページにおいて公表する。

● 入札参加資格申請の手続き（入札番号 30-8～30-16 共通）

- (1) 申請者等の名称欄について、提出書類一覧㉗～㉙については必要に応じて本社または受任者の「住所・名称・代表者（受任者）」に記載・押印すること。
- (2) ㉗～㉙の日付は、質問に対する回答公表の日から平成31年1月10日（木）までの間の日付を記載すること。
- (3) ㉗は委任がある場合のみ提出すること。（本社以外で申請する場合は、提出が必須。）
- (4) 角2封筒などのA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に㉘宛名シール（様式第8号）を貼り付けて、契約監理室へ郵送の方法で提出すること。
- (5) ㉗～㉙は平成30年12月1日以降の証明を提出すること。
- (6) ㉗・㉙は津山市に課税がある場合のみ提出すること。
- (7) ㉘については必ず、本社の「住所・名称・代表者」に記載・実印で押印すること。

※省略することができる書類

申請日時点で、平成29・30年度津山市指定業者登録名簿（物品・役務）に、市内業者又は市外業者として登録されている場合は、参加申請書類において前述の⑦～⑩の書類について省略することができる。

● 入札参加の決定

入札参加の決定した者には平成31年1月15日（火）17時までにFAXにて各社に参加の可否を通知する。

● 入札書の提出方法(入札番号 30-8～30-16 共通)

入札参加決定の通知を受けた者は、入札書（指定様式）を次のとおり提出しなければならない。なお、今回の案件（入札番号30-8～30-16）についての入札書は、1通の封筒にまとめて提出すること。

(1) 封筒の表面に次の事項を記載すること。

- ① 入札者の住所
- ② 入札者の商号又は名称及び代表者職氏名
- ③ 応札する全ての入札番号及び件名（「津山市各施設で使用する電気の調達」）
- ④ 入札書を封入している旨

(2) 提出方法

- ① 入札書等を封筒に封かんし、封筒の継ぎ目に押印すること。
- ② 封筒の継ぎ目への押印は入札書に押印した印と同じ印を使用すること。
- ③ 契約監理室へ郵送（書留又は簡易書留）の方法で提出すること。

※郵便入札封筒記載例（様式第9号）

● 提出書類の最終確認

提出する前に、次の事項を十分点検すること。なお、記載内容に不備がある場合は無効となる。

(1) 制限付き一般競争入札参加申請書兼誓約書(様式第2号)及び営業経歴書(様式第3号)

- ① 日付（郵便局窓口持参日を記載すること）
- ② 申請者（本社又は受任者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（連絡先を含む。）
- ③ 押印（申請者。本社又は受任者）

(2) 委任状（様式第4号）

- ① 本社・受任先の住所、商号又は名称及び代表者・受任者職氏名（連絡先を含む。）
- ② 押印（本社は実印、受任者印）
- ③ 本社以外で入札参加する場合は必ず提出すること。
- ④ 委任事項は必ず確認し、必要に応じ訂正印を押すなり修正をすること。

(3) 誓約書（様式第5号）

- ① 本社の住所、商号及び代表者職氏名
- ② 押印（実印）

(4) 立会人（委任・辞退）届（様式第6号）

- ① 申請者（本社又は受任者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名、押印
- ② 開札への立会いの有無に「○」の記載をすること。
- ③ 立会いする場合は、立会人の氏名を記載すること。

(5) 適合証明書（様式第7号）

- ① 申請者（本社又は受任者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名、押印

- ② 適合証書中の注意事項に留意し記載すること。
- ③ 条件を満たすことを示す書類を添付すること。
- (6) 書類等の送付封筒
 - ① 申請書類等の送付に使用する封筒は、指定の宛名シール（様式第8号）を貼付けること。
 - ② 入札者（申請者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- (7) 入札（見積）書及び入札金額明細書（指定様式）
 - ① 各入札番号について、指定の入札金額明細書を提出のこと。（入札書にホッチキス止めし、継ぎ目に押印のこと）
 - ② 各入札番号ごとに総合計金額（入札金額明細書の合計金額を足しあげたもの）を入札書に記載すること。
 - ③ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、各施設ごとに見積った契約金額の108分の100（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第1位で切り上げるものとする。）を入札金額明細書に記載すること。また、入札金額に「燃料費調整額」及び「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は含めないものとする。
 - ④ 日付（平成31年1月15日（火）～平成31年1月24日（木））間の日付を記載すること
 - ⑤ 入札者（申請者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名、押印
 - ⑥ 基本料金単価及び従量料金単価は施設ごとに設定できるものとし、各施設の内訳書を任意様式にて提出すること。
 - ⑦ 各入札番号について、入札金額と入札金額明細書の合計金額が一致しない場合は無効とする。
- (8) 基本料金単価および従量料金単価等の内訳書（任意様式）
 - ① 入札（見積）書（指定様式）と合わせて送付すること。
 - ② 内訳書は入札書にホッチキス止めし、継ぎ目に押印のこと。
 - ③ 内訳書に記載する単価は消費税及び地方消費税（免税事業者については消費税及び地方消費税相当額）を含むものとする。なお、消費税率はすべて8%として算定すること。
 - ④ 積算過程の各単価等については、1円未満の端数を含むことができる。
 - ⑤ 内訳書中の基本料金及び電力量料金は、小数点以下第3位を切り捨てること。
 - ⑥ 内訳書の電気料金月額と消費税相当額は1円未満の端数を切り捨てることとする。また、総額は入札金額明細書の金額と一致していること。
 - ⑦ 参加する入札番号及び入札案件名を表示すること。
 - ⑧ 入札者（申請者）の住所、商号又は名称及び代表者職氏名、押印

● 開札について

- (1) 立会人になることができる者は、立会人届（様式第6号）に立会人と記載された者とする。
- (2) 開札場所へ入室を希望する者は、担当職員の指示に従わなければならない。
- (3) 開札場所においては、携帯電話等の通信連絡機器は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所での通話や私語は禁止する。

● 契約に当たっての留意事項

津山市行政執行適正化推進要綱（平成17年津山市訓令第28号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、指名停止要綱により措置する。

● 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、津山市契約規則第35条の規定に該当する場合は免除する場合がある。

● 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成28年度の未利用エネルギー活用状況、③平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

項目	区分	得点
①1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位:kg-CO ₂ /kWh) (調整後排出係数適用)	0.000以上 0.550未満	70
	0.550以上 0.575未満	65
	0.575以上 0.600未満	60
	0.600以上 0.625未満	55
	0.625以上 0.650未満	50
	0.650以上 0.675未満	45
	0.675以上 0.700未満	40
	0.700以上 0.725未満	35
	0.725以上 0.750未満	30
	0.750以上 0.755未満	25
	0.775以上	20
②未利用エネルギーの活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③再生可能エネルギーの導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書(※2)の調達者への譲渡 予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成30年9月改定)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した電気事業者であって、地球温暖化対策の推進に基づき環境大臣及び経済産業大臣から二酸化炭素排出係数を公表されていない電気事業者は、環境配慮目標として以下の全ての項目を設定し、当該事業者が自ら検証し、環境報告書等で上記指針に示した方法で公表したものを上表①②③の項目に係る代替数値として用いることができる。

①平成30年度以降の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数の目標値

②平成30年度以降の未利用エネルギー活用目標

③平成30年度以降の再生可能エネルギー導入目標

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を市に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を津山市長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

● 環境配慮条件に関する用語の定義

用 語	定 義
① 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成28年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成28年度の調整後二酸化炭素排出係数。</p>
② 平成 28 年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成28年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> $\text{平成28年度の未利用エネルギー活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)}}{\text{平成28年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 平成28年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成28年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③平成 28 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定方式によるもの</p> $\text{平成28年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>①平成28年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ②平成28年度に他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く) ③平成28年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。 2. 平成28年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3. 平成28年度の供給電力量(③)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

● 様式集(様式第1号～第9号)

- 様式第1号 …… 質問書 (FAX専用)
- 様式第2号 …… 参加申請書 兼 誓約書
- 様式第3号 …… 営業経歴書
- 様式第4号 …… 委任状
- 様式第5号 …… 誓約書
- 様式第6号 …… 立会人届
- 様式第7号 …… 適合証明書
- 様式第8号 …… 宛名シール
- 様式第9号 …… 郵便入札封筒記載例